

## 多段階設定

(特別の基準による保険料率の算定に関する基準)

第39条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

一 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ～ハ (略)(38条と同じ)

二 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ、口 (略)(38条と同じ)

三 次のいずれかに該当する者 四分の三を標準として市町村が定める割合

イ、口 (略)(38条と同じ)

四 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合

イ、口 (略)(38条と同じ)

五 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が市町村で定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

口 (略)

六 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

口 (略)

七 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

2 市町村は、前項の規定により、同項各号に規定する割合、同項第五号イ及び第六号イに規定する額並びに同項第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区分に応じて定める割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようとするものとする。

3～7 (略)

保険者は、課税層に関して  
自由に区分数を定められる。

- 一号から四号までの対象者の定義は法令で定まっており、  
保険者の判断で対象者の定義を変えることはできない。
- それぞれの区分における保険料の乗率は標準として定められているものであり、  
保険者の判断で変更が可能。